

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年9月

広島市人事委員会



広人委調第22号
令和6年9月27日

広島市議会議長 母谷龍典様

広島市長 松井一實様

広島市人事委員会

委員長 飯田恭示

職員の給与等に関する報告及び勧告

広島市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

報告及び勧告

別紙第1 報 告	1
1 本市職員の給与の状況	1
2 民間給与の状況	2
3 本市職員の給与と民間給与との比較	4
4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較	5
5 物価・生計費	5
6 人事院の給与等報告及び勧告の概要	5
7 むすび	8
別紙第2 勧 告	15

参考資料

1 職員給与関係資料	19
2 民間給与関係資料	57
3 物価・生計費関係資料	75

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月 29 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、本市職員の給与等の実態及び本市内民間事業所の従業員の給与等職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。その結果の概要を次のとおり報告する。

1 本市職員の給与の状況

本委員会は、本市職員（技能業務職員、企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態を把握するため、本年 4 月 1 日を調査基準日として「令和 6 年広島市職員給与等実態調査」を実施した。

〔参考資料第 1 表～第 9 表（20 頁～56 頁）〕

本市職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、消防職、教育職及び医療職の 4 種類 9 給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額等は、次表のとおりである。

項 目	内 容	項 目	内 容
人 員	5,655 人	平 均 経 験 年 数	17.2 年
平 均 給 与 月 額	367,547 円	性別構成比	男性 54.3 %
給 料	311,948 円		女性 45.7 %
扶 養 手 当	6,965 円	学歴別構成比	大 学 卒 75.7 %
地 域 手 当	32,764 円		短 大 卒 10.2 %
その他の手当	15,869 円		高 校 卒 14.0 %
平 均 年 齢	39.3 歳		中 学 卒 0.1 %

（注） 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第 8 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。

2 民間給与の状況

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の637の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した172の事業所について、人事院、広島県人事委員会等と共同して「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、常勤の従業員のうち、本市の行政職給料表適用職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種7,084人及び医療関係、教育関係等54職種381人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の調査結果は、次のとおりである。

〔参考資料第10表～第17表（59頁～74頁）〕

（1）初任給

民間における本年度の初任給及びその改定状況は、参考資料第11表（60頁）及び第12表（61頁）のとおりである。

（2）給与月額

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第13表（62頁～71頁）のとおりである。

（3）家族（扶養）手当

民間における家族手当の支給状況は、参考資料第14表（72頁）のとおりである。

（4）通勤手当

民間における通勤手当の支給状況は、参考資料第15表（73頁）のとおりである。

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給状況を調査した結果は、第1表に示すとおりである。

第1表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	382,975 円	284,580 円
	上半期 (A2)	391,539 円	295,729 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	854,512 円	556,466 円
	上半期 (B2)	927,825 円	589,744 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.23 月分	1.96 月分
	上半期 (B2/A2)	2.37 月分	1.99 月分
年 間 の 平 均		4.58 月分	

(注) 1 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を本市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 本市の場合、現行の年間支給割合は、平均で4.50月分である。

(6) 給与改定の状況等

民間における本年の給与改定の状況及び定期昇給の実施状況は、第2表及び第3表に示すとおりである。

第2表 民間における給与改定の状況

項目 役職 段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	% 65.4	% 0.0	% 0.6	% 34.0
課 長 級	57.3	0.0	0.0	42.7

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 給 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	93.9	92.9	44.6	0.0	48.3	1.0	6.1
課長級	81.9	80.8	41.0	0.0	39.9	1.0	18.1

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

3 本市職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本市職員においては本年度の新規学卒の採用者、保育士及び給与条例附則第8項により給料月額が決定される者を除く行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員のうち本年度の新規学卒の採用者を除くものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果は、第4表に示すとおりであり、本年は、本市職員の給与が民間給与を1人当たり平均9,942円(2.64%)下回っていた。

第4表 本市職員の給与と民間給与との較差

民間給与 ①	本市職員の給与 ②	較差 ①－②(円) ($\frac{①-②}{②} \times 100$)(%)
386,369 円	376,427 円	9,942 円 (2.64 %)

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。

2 本市職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者、保育士及び給与条例附則第8項により給料月額が決定される者を除く。

(2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、前記2の(5)第1表(3頁)に示すとおり、年間で所定内給与月額 4.58 月分に相当しており、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合(4.50月分)が民間における特別給の年間支給割合を0.08月分下回っていた。

4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較

総務省の「令和5年地方公務員給与実態調査」によると、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市の一般行政職の給料月額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較すると、国家公務員の指数を100とした場合の本市職員の指数は99.9である。

5 物価・生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、広島市では2.0%上昇しており、全国でも2.5%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の広島市の2人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり357,702円となっている。

〔参考資料第18表(75頁)〕

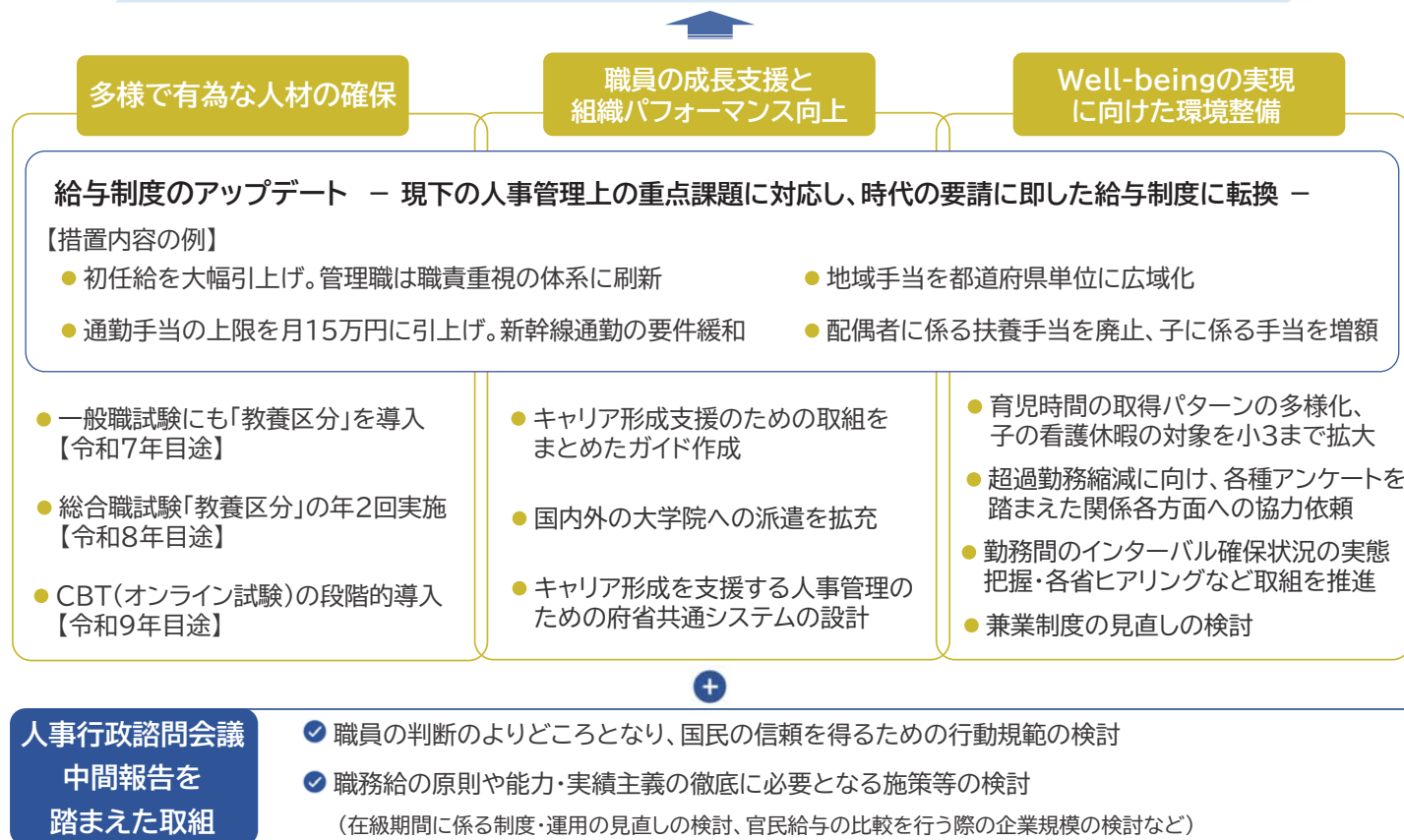
6 人事院の給与等報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づき、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の給与について報告及び勧告した。あわせて、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。

なお、人事院勧告・報告の概要については6頁及び7頁、育児休業等に関する法律についての意見の申出のポイントについては7頁のとおりである。

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



令和6年 人事院勧告・報告の概要

本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

[本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

● 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])

● 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

[直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

- ✓ 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等)

国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

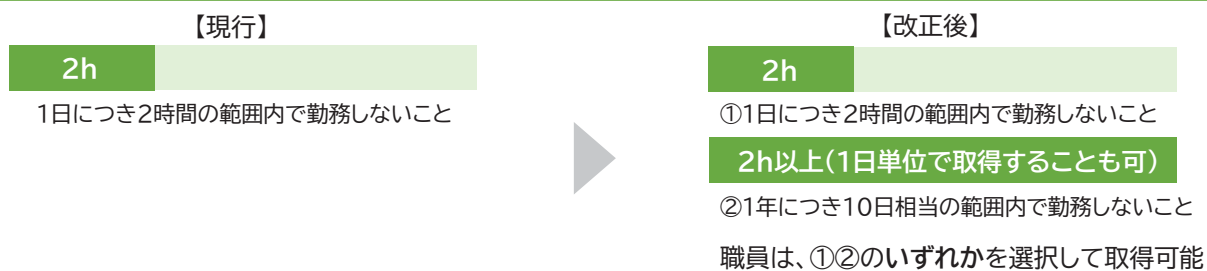
- ✓ 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充

- ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
- ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

本年の育児休業等に関する法律についての意見の申出のポイント

趣旨 本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にする
 >>> 育児をする者も含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上

概要 育児休業法を改正し、
 ・ 育児時間について、1年につき人事院規則で定める時間の範囲内(10日相当)で勤務しないことができるパターンを選択可能に
 ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大



※民間労働法制の施行(民間育児・介護休業法等の一部改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)から遅れることなく実施

7 むすび

(1) 給与の改定

本市職員の給与の決定に係る基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員の給与水準と民間の給与水準とを均衡させること（民間準拠）を基本にして、公務員給与について社会一般の情勢に適応した適正な水準を確保する機能を有している。

本年においては、前記3の(1)のとおり、本市職員の給与が民間給与を9,942円(2.64%)下回っていることから、本委員会では、この較差を解消するため、民間事業所の状況等を勘案し、本市職員の実態に応じて、給料表を改定することにより、本市職員の月例給を引き上げることが適当であると判断した。

このため、給与改定に当たっては、民間における初任給の動向や、人事院勧告における俸給月額の前改定傾向を踏まえ、行政職給料表適用職員の給与について、前述の民間給与との較差を解消する措置を講ずるとともに、他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員との均衡を図る措置を講ずる必要がある。

また、前記3の(2)のとおり、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合が民間における特別給の年間支給割合を0.08月分下回っており、本委員会では、0.05月単位で改定の勧告を行ってきていることから、民間における特別給の支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げることが適当であると判断した。

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

人事院は、本年の人事院勧告において、人材確保を支える処遇の実現のための「新卒初任給の引上げ等」、職員の役割・活躍に応じた処遇の実現のための「係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準の引上げ等」、働き方やライフスタイルの多様化に対応するための給与制度上の措置としての「扶養手当の見直し」などの「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」を行うよう勧告した。

この勧告は、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備という現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度への転

換を図るため、様々な側面から包括的な見直しを行うという趣旨の下、行われたものである。

地方公務員の制度やその運用に関しては、現在、総務省の「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」において議論が行われているところであるが、本市においても、こうした議論の方向性や本年の人事院勧告を踏まえた国の対応等を注視しながら、民間給与水準との均衡や本市職員の実情を考慮の上、給与制度の見直しを検討していく必要がある。

（３）人事管理に関する課題

近年、我が国では、少子高齢化により生産年齢人口の減少が進行するとともに、仕事と生活の在り方における労働者の意識や価値観が多様化する中で、労働生産性の向上や、個々のニーズに応じた柔軟な働き方の実現が求められている。また、公務現場においては、頻発する災害や行政分野におけるデジタル化などの様々な課題に的確に対応するため、限られた人材・財源の下で迅速かつ効率的な行政運営を行うことが求められている。

しかしながら、本市の職員採用試験における受験者は本年度導入したⅠ種行政事務（ＳＰⅠ枠）を除き減少傾向にあり、若年層の離職者も多く発生している。こうした状況の中、今後も持続的に質の高い行政サービスを提供するためには、有為な人材の確保・育成、職員一人一人がやりがいを持って職務を遂行し、その能力を十分に発揮できる勤務環境の整備等が急務であると考ええる。

また、令和５年度から定年の段階的引上げが始まったことにより、在職期間の長期化や役職定年制を踏まえた組織運営・人事管理もこれまでに以上に重要となってくる。

以上の状況を踏まえ、本市の人事行政の諸課題について、以下のとおり言及する。

ア 人材の確保・育成

社会情勢の変化に伴い行政課題や市民ニーズがますます複雑化・多様化する中、本市は、限られた人材・財源の下で、今後も質の高い行政サービスを持続的に提供していかなければならない。

そのためには、有為な人材の確保に努めるとともに、職員一人一人の能力を最大限に引き出しながら、自律的に行動し諸課題を解決していくことのできる職員等を育成し、もって、個々の力を組織の力につ

なげていくことが重要である。

人材の確保については、民間企業や他の公共団体との人材獲得競争が厳しさを増す中、まず、本市職員として働く魅力を情報発信し、公務への関心を持ってもらうことが肝要である。このため、デジタル技術を活用した情報発信やインターンシップ等を通じ本市職員として働く魅力をPRするなど、採用広報活動を更に拡充していく必要がある。その前提として、本市の公務への関心を持ってもらう大きな誘因となる、現に職員が働きたいと思えるような魅力ある勤務環境の整備等が重要である。

また、人材の確保に当たっては、職員採用試験の実施方法の見直し等も一定の効果があると考えられる。令和5年度以降、一部の職員採用試験に民間企業での利用実績が高い適性検査を導入したところ、申込者が前年度に比べ顕著に増加していることから、今後とも、有為な人材を確保するという観点の下、国や他の地方公共団体の動向等も注視しながら、引き続き職員採用試験等の在り方について検討していく必要がある。

人材の育成については、これまでも任命権者において様々な取組がなされてきたところであるが、人材の確保が容易でない中、複雑化・多様化する行政課題やDX等時代の変化に伴う新たな政策課題に対応するためには、各職場でのOJTその他の研修等を通じて職員一人一人の職務遂行能力を向上させることにつき、更なる取組が求められる。

人材の育成に係る取組は、若年層から高齢層まで、組織の中で求められる役割や能力の変化等に応じて行われるが、これに当たっては、組織主導の人材育成に係る取組のみならず、職員一人一人の主体的な学びと成長を促進する取組が重要であり、各職員が、自ら必要な知識・技能を習得することができる環境を更に整備していくこと等が考えられる。

加えて、人事評価制度の適切な運用や適材適所の人事配置等を通じて、各職員が自身のキャリア形成について考え、仕事へのモチベーションや能力開発への意欲を高めることが必要である。

さらに、新たな政策課題である行政のデジタル化に対応するため、引き続き、研修等を通じて、職員のデジタル技術に関する基礎的知識や技能の向上を図るよう取り組んでいくことが重要である。

イ 勤務環境の整備等

(ア) 長時間勤務の是正

本市では、従前から全庁的に時間外勤務の縮減に取り組んでいるところであり、令和5年度は、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数は前年度と比べ同程度だったものの、時間外勤務の上限を超えた部署数及び職員数並びに月80時間以上の時間外勤務を行った職員数は、いずれも増加した。

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス推進の観点はもとより、今後の行政運営を担う有為な人材の確保、質の高い行政サービスの継続的な提供の観点からも重要かつ喫緊の課題であるため、不断の取組を行っていく必要がある。

任命権者は、特定の職員に負担が集中しない体制づくりを一層進めるとともに、今後もA I、R P A等のデジタル技術を活用した業務の効率化を図りつつ、既存業務の見直しや業務量に応じた適正な人員配置等を行うことにより、更なる長時間勤務の是正に取り組まれない。

なお、長時間勤務の是正に当たっては、職員の勤務時間の正確な把握及び管理が不可欠であり、I Cカード等の客観的な記録に基づく出退勤管理が可能となる体制の整備を進めることが必要である。加えて、時間外勤務の上限規制を意識するあまり、いわゆる賃金不払い残業等が発生することのないように留意することも重要である。

また、学校現場における長時間勤務の解消については、令和5年7月に策定された「第2期広島市の学校における働き方改革推進プラン」に基づき、スクールサポートスタッフの活用や部活動の負担軽減などの取組を進めているところであるが、依然として長時間勤務が続いている状況である。長時間勤務の解消は、本市教職員の業務負担の軽減となることに加え、高い意欲と能力を持ち教員を志す有為な人材の確保にもつながるものであるため、今後も引き続き、必要な人員の確保に努め、プランに掲げる目標達成に向けて、継続的な検証を行いつつ、各取組項目を粘り強く進めていくことが重要である。

(イ) 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する中、職員が出産や育児、家族の介護等と両立しながら、一人一人が有する能力を最大

限に発揮できる勤務環境を整備することは、人材確保の観点からも極めて重要である。

本市においては、これまでも育児・介護等に伴う休暇制度の拡充や、テレワーク・時差出勤の利用要件の緩和などにより、柔軟な働き方を可能とする環境の整備を図ってきた。今後も制度が幅広く利用されるよう周知を図るとともに、職場におけるサポート体制を強化していくことが求められる。

特に、男性職員の育児休業については、「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に掲げた取得率の目標値を前倒しで達成するなど、取組の効果が現れてきているが、本年４月には政府目標に合わせて目標値の大幅な引上げを行ったことを踏まえ、取得率の更なる向上のため、より一層の取組を推進していく必要がある。

任命権者は、全ての職員がライフステージや各職場における業務の性質等に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、休暇制度等の利用に対する職員全体の意識改革に取り組むとともに、職員が長期の休暇等を取得した場合においても円滑に公務が遂行できる執行体制の整備、既存業務の見直し等を一層進めることが必要である。

(ウ) 心身の健康の保持

本市においては、精神疾患を原因とする長期病休者が増加しており、約７割の者が90日を超える休暇を取得するなど療養に要する期間も長くなっている。また、ストレスチェック集団分析結果において高ストレスとされる職場も例年一定程度存在している。

任命権者においては、ストレスチェックの結果を踏まえた高ストレス者への支援や高ストレス職場に対する職場環境改善の働きかけのほか、新規採用職員に対する健康サポートなどにより、メンタルヘルス不調の未然防止対策に取り組まれているところであるが、引き続き、職場と産業保健スタッフが連携し、心身ともに効果的なセルフケア及びラインによるケアが図られるよう取組を一層進められたい。

また、国においては、公務職場における勤務間インターバル制度の導入が努力義務化されたところであり、こうした取組等も参考にしながら、本市においても職員の心身の健康保持に向けた更なる取組の充実が求められる。

(エ) ハラスメントに対する取組

全てのハラスメントは、職員の人格と尊厳を傷つけ、心身に悪影響を及ぼすとともに、人間関係の悪化や職場全体の士気の低下を招き、結果として円滑な公務運営にも重大な支障を来すものである。

ハラスメントは、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであるから、どのような言動がハラスメントに該当するのかを全職員が具体的に理解し、組織としてハラスメントを未然に防止していけるよう、研修等を通じた職員の意識の向上に一層取り組むことが必要である。

また、本市ではハラスメント事案に迅速かつ適切に対応するため、各局・区等にハラスメント相談員を配置し定期的に研修を行うなど、相談しやすい環境の整備を図る中、相談件数は増加しており、相談員の役割はますます重要なものとなっている。相談業務においては、専門的知識や相談対応スキルが求められることから、相談員に対するサポート体制の一層の充実を図るなど、相談体制の更なる強化が必要である。加えて、外部の専門カウンセラーによる相談窓口や人事委員会の苦情相談制度の利用などについて、今後も積極的に職員に周知していく必要がある。

さらに、行政サービスの利用者等による長時間のクレーム、業務の範囲や程度を明らかに超えた要求等の著しい迷惑行為を受けた場合は、迅速かつ適切に職員を守ることが重要である。本市においても、他都市や民間企業等の取組を参考に、こうした事案に対し組織として毅然とした対応を行うためのマニュアルを作成するなどの全庁的な取組を進めることが求められる。

(オ) 多様な人材の活躍

社会情勢が変化する中で、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、世代、性別、障害の有無などにかかわらず、全ての職員がお互いを尊重し、それぞれが能力を最大限発揮できる職場環境の整備が重要である。

また、令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、職員一人一人が性の多様性について正しい知識を身に付け、理解を深めていくことも必要である。

任命権者においては、これまでも研修等を通じて職員の意識醸成

を行ってきたところであるが、職員が相互に理解し尊重し合う職場づくりに向けたより一層の取組が求められる。

ウ コンプライアンスの推進

市政に対する市民の信頼を確保するためには、職員一人一人が高い倫理感や使命感を持ち、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚しながら日々の業務を遂行することが不可欠である。職員が不祥事を起こせば、市民の信頼を損ない、市政運営に支障を来すばかりでなく、他の職員のやりがいや意欲をそぐなど多大な影響を及ぼすことにもなるため、本市では、継続して研修や依命通達等を通じて職員の綱紀粛正を図る等、コンプライアンスの推進に取り組んでいるところである。

任命権者は、今後もあらゆる機会を通じて、職員のコンプライアンス意識の定着、厳正な服務規律の徹底に取り組み、不祥事の発生を防止していかなければならない。

また、各職員は、勤務中だけでなく公務外においても、自身の言動が市政への信頼を損ねるおそれがあることを改めて認識し、公務員としての自覚と高いコンプライアンス意識を持って行動しなければならない。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

- 1 本市職員の給与と民間給与との較差（2.64％）を解消するため、給料表について、別紙第 1 の 7 の（1）で述べた内容を踏まえて改定すること。
- 2 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げること。
- 3 この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和6年広島市職員給与等実態調査の概要	19
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	20
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	21
第3表 職員の給料表別平均給与月額	22
第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	24
第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員	43
第6表 職員の扶養親族数別人員	54
第7表 職員の管理職手当の支給状況	55
第8表 職員の住居手当の支給状況	56
第9表 職員の通勤手当の支給状況	56

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	57
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	59
第11表 民間における初任給の改定状況	60
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	61
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	62
その1 給与比較の対象職種	62
1 企業規模計	62
2 企業規模500人以上	64
3 企業規模100人以上500人未満	66
4 企業規模50人以上100人未満	68
その2 給与比較の対象外職種	70
第14表 民間における家族手当の支給状況	72
その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額	72
その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	72
第15表 民間における通勤手当の支給状況	73
その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況	73
その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況	73

第16表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況……………	73
第17表	対応級表……………	74

3 物価・生計費関係資料

第18表	物価・生計費……………	75
------	-------------	----

1 職員給与関係資料

令和6年広島市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査基準日

この調査は、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和6年4月1日を調査基準日（以下「調査日」という。）として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能業務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- （1）任期を定めて任用された職員
- （2）調査日現在休職中の職員
- （3）調査日現在停職中の職員
- （4）調査日現在育児休業中の職員
- （5）調査日現在育児短時間勤務中の職員
- （6）調査日現在自己啓発等休業中の職員
- （7）調査日現在配偶者同行休業中の職員
- （8）調査日現在大学院修学休業中の職員
- （9）調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- （10）調査日現在派遣されている職員
- （11）調査日付けで退職した職員

3 調査方法及び集計

各任命権者から提供を受けた調査対象職員に関するデータを基に、集計した。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
行政職給料表	5,655	39.3	17.2
消防職給料表	1,306	36.3	15.5
教育職給料表(2)	367	42.2	16.0
教育職給料表(3)	40	46.0	22.3
教育職給料表(4)	169	36.6	13.6
教育職給料表(5)	4,093	39.9	17.2
医療職給料表(1)	20	53.3	25.6
医療職給料表(2)	93	41.9	18.2
医療職給料表(3)	185	34.2	11.5
全給料表	11,928	39.2	16.9

(注) 定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与条例附則第8項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第9表までにおいて同じ。)

(参 考)

区分 給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
技能業務職給料表	536	49.2	26.3
企業職給料表(水道)	538	42.8	20.9
全給料表 (技能業務職給料表等を含めた場合)	13,002	39.7	17.4

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表	計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
行 政 職 給 料 表	100.0	75.7	10.2	14.0	0.1	54.3	45.7
消 防 職 給 料 表	100.0	46.9	1.8	51.2	0.1	95.8	4.2
教 育 職 給 料 表（ 2 ）	100.0	98.4	0.3	1.4	—	59.7	40.3
教 育 職 給 料 表（ 3 ）	100.0	52.5	47.5	—	—	2.5	97.5
教 育 職 給 料 表（ 4 ）	100.0	96.4	3.6	—	—	38.5	61.5
教 育 職 給 料 表（ 5 ）	100.0	96.8	3.2	0.0	—	40.0	60.0
医 療 職 給 料 表（ 1 ）	100.0	100.0	—	—	—	60.0	40.0
医 療 職 給 料 表（ 2 ）	100.0	88.2	11.8	—	—	36.6	63.4
医 療 職 給 料 表（ 3 ）	100.0	90.3	9.7	—	—	2.2	97.8
全 給 料 表	100.0	81.0	6.6	12.3	0.0	52.7	47.3

（注） 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

（参 考）

区 分 給 料 表	計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
技 能 業 務 職 給 料 表	100.0	29.9	10.6	58.2	1.3	74.3	25.7
企 業 職 給 料 表（ 水 道 ）	100.0	66.4	8.7	24.9	—	84.2	15.8
全 給 料 表 （ 技 能 業 務 職 給 料 表 等 を 含 め た 場 合 ）	100.0	78.3	6.9	14.7	0.1	54.9	45.1

第3表 職員の給料表別平均給与月額

区 分		計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当
給料表 職務の級						
全 級 計		円	円	円	円	円
行 政 職 給 料 表	1 級	223,801	196,812	177	19,699	7,113
	2 級	258,361	220,588	1,359	22,262	14,152
	3 級	326,614	281,081	5,903	28,903	10,728
	4 級	414,814	361,101	11,051	37,344	5,318
	5 級	474,089	409,248	12,096	42,819	9,926
	6 級	572,737	437,644	11,518	52,070	71,505
	7 級	632,222	469,062	9,800	57,719	95,642
	8 級	716,376	510,085	9,337	64,842	132,111
消 防 職 給 料 表		347,440	291,096	14,267	30,883	11,193
教 育 職 給 料 表 (2)		433,655	375,878	8,238	38,733	10,807
教 育 職 給 料 表 (3)		400,634	344,175	1,173	35,814	19,473
教 育 職 給 料 表 (4)		383,135	331,814	5,134	33,828	12,359
教 育 職 給 料 表 (5)		407,080	351,964	7,083	36,370	11,663
医 療 職 給 料 表 (1)		932,915	524,335	13,550	98,500	296,530
医 療 職 給 料 表 (2)		392,247	338,839	6,639	34,969	11,801
医 療 職 給 料 表 (3)		320,346	275,484	1,719	27,717	15,426
全 給 料 表		381,685	325,753	7,726	34,054	14,152

(注) 1 その他手当は、初任給調整手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当（基礎額）である。

2 教育職給料表(2)から教育職給料表(5)までの給料には、教職調整額を含む。

3 「計」は、支給総額を適用職員数で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある（次表において同じ。）。

(参 考)

区 分 給 料 表	計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当
	円	円	円	円	円
技 能 業 務 職 給 料 表	396,789	345,076	11,960	35,704	4,050
企 業 職 給 料 表 (水 道)	395,844	338,087	9,655	35,371	12,731
全 給 料 表 (技 能 業 務 職 給 料 表 等 を 含 め た 場 合)	382,894	327,060	7,981	34,176	13,677

第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

(1) 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2						1		
3								
4								
5							1	
6		3						
7								
8		6						
9		1						
10		17	14					
11			5			1		
12		9	77	3				
13	5	1						
14		12	14	4	4			
15	1	4	9	2				
16	1	11	91	8	4			
17	11	1	4	1				
18		146	42	12				
19	5	3	11	1		1		1
20		17	80	14	5	1		5
21	18	10	10	2				7
22	1	169	52	24	4			3
23	5	6	13	6	1			
24	3	27	56	21	8	1		1
25	13	5	9	3	2	2		3
26	1	97	53	31	3	2		2
27	1	2	15	3	1	2		
28		39	68	44	4	2		
29	7	5	13	8	4	3		
30		83	68	33	8	1		
31	2	5	9	13		5	2	
32		71	55	36	6	1	7	
33	138	12	15	7	4		10	
34		61	53	34	4	3	15	1
35	3	11	23	16	4	6	9	
36	1	112	40	30	9	3	9	
37	6	11	22	17	5	4	4	
38	1	36	39	34	4	6	10	
39	2	11	17	9	7	5	8	
40		24	44	27	8	16	10	
41	8	12	20	16	11	15	2	1
42	1	23	32	21	8	18	3	
43	4	14	15	8	13	23	4	
44	1	24	41	19	4	18	2	
45	3	9	11	14	6	25	4	
46	2	17	38	17	8	21	3	
47	3	10	17	12	7	13	2	
48	2	18	30	14	9	20		
49	8	13	9	9	13	22		
50	1	12	31	9	4	12	1	
51		11	8	11	7	13		
52	1	12	26	13	14	16	1	
53	4	4	17	16	9	11	1	
54	3	10	11	20	7	10		
55	4	7	6	8	11	4	1	
56	3	5	17	14	11	4	1	
57	1	6	8	13	10	6		1
58	2	3	13	10	11	10		
59		5	11	5	14	4		
60		1	7	11	13	4		
61	1	6	9	13	16			
62		8	10	11	19	1		
63		5	4	8	21	1		
64		5	7	8	24			
65	1	1	8	19	19			
66	1	6	8	10	21			
67		4	6	15	28	1		
68		3	3	10	12			
69		2	5	13	22			
70		3	1	3	26			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
71		4	3	7	30			
72		2	1	5	25			
73	1	2	1	18	19			
74		4	4	10	31			
75	2	3	1	15	30			
76	2	2	3	5	25			
77	3	1	2	10	20			
78	1	1	1	10	17			
79			5	12	17			
80			2	12	12			
81	2		4	14	11			
82	1		2	11	6			
83	1	2	1	13	4			
84			3	13	4			
85			3	15	1			
86	3	1	1	17	3			
87			2	12	3			
88	1			11	2			
89			1	16	1			
90			1	21	1			
91			1	7	1			
92				14				
93			4	21	1			
94				17				
95	1		2	17				
96			2	12				
97	3		2	10				
98				20				
99			4	11				
100			1	20				
101			3	7				
102			1	8				
103			2	13				
104			3	6				
105			2	5				
106			2	3				
107				7				
108			2	3				
109			3	5				
110			3	2				
111				1				
112				1				
113			2					
114			1	1				
115			1					
116			2					
117			1					
118			1					
119								
120								
121			3					
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
計	300	1,309	1,539	1,271	761	338	110	27
構成比(%)	5.3	23.1	27.2	22.5	13.5	6.0	1.9	0.5

適用職員数	5,655人
-------	--------

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第4表の各表において同じ。）。
- 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある（以下第4表の各表において同じ。）。

(2) 消防職給料表（消防吏員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1 2 3 4 5	人 13 14	人	人	人	人	人	人	人
6 7 8 9 10	1 31							
11 12 13 14 15	35	8						
16 17 18 19 20	42 5	11 3						
21 22 23 24 25	29 6 20	13 9						
26 27 28 29 30	10 1 17 1	12 15 14						
31 32 33 34 35	13 11 10	26 15	1 3	1				1 3 1
36 37 38 39 40	4 5 1	36 8 1 25	9 4 1					1 1 4
41 42 43 44 45	1 6 3	17 1 24	7 1 16 1 15	1 4		2 1		1 2 3 1 1
46 47 48 49 50	 2 2	12 17 12	 17 9 1	1 4 2 2	1 1		1	 1
51 52 53 54 55		8 4 1	15 13 1 20	5 1 3 5	1 2 1		1 1	
56 57 58 59 60		9 1 2 1 12	 13 10 1	1 1 2 10 2	1 1	1 1		
61 62 63 64 65		 14 8	17 1 8 9	6 1 7 1 10	1 1 2 3 1			
66 67 68 69 70		11 1 2 1	 5 4 2	 2 3 5	3 1 1	1 1 1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人	人	人	人	人	人	人	人
72		6	4	4	3			
73			7	1	3	1		
74		1	2	4	5	2		
75			3		4	1		
76		2	2	3	1			
77			3		2	2		
78		1	1	5	2	1		
79			4	1	2	1		
80			1	3	1	2		
81			2	1	1	1		
82		1	1	3	2			
83				1	2	1		
84			3	4	4	1		
85					2	4		
86		1	3		2	1		
87					1			
88			2	5		3		
89						1		
90		1	2		2	1		
91						1		
92		1	1	3				
93					3	1		
94			6	1	1			
95					1	1		
96			2	2				
97					1			
98				2				
99								
100			1	4				
101			1					
102			2	5				
103				2				
104			1	3				
105				2				
106			1	1				
107				3				
108		1	1	2				
109								
110			3	1				
111				8				
112			3	1				
113				5				
114			1	3				
115			2	1				
116			4					
117			1	2				
118			7	1				
119			1	1				
120			3					
121			2					
122			4	1				
123			2	1				
124			7					
125			6					
126			1	1				
127			4	2				
128			1	3				
129			4					
130			2					
131			2	1				
132			1	1				
133			1	2				
134			1	1				
135			2					
136			2	1				
137								
138			2					
139			1					
140								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
141 142 143 144 145	人	人	人	人	人	人	人	人
146 147 148 149 150			1 1 2					
151 152 153 154 155								
156 157 158 159 160								
161 162 163 164 165								
計	283	369	335	184	70	32	21	12
構成比(%)	21.7	28.3	25.7	14.1	5.4	2.5	1.6	0.9

適用職員数	1,306人
-------	--------

(3) 教育職給料表(2)(高等学校等の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10		4			
11		1			
12		1			
13		1			
14		6			
15		1			
16					
17		1			
18		5			
19					
20					
21					
22		3			
23					
24					
25					
26		6			
27					
28		1			
29		1			
30		5			
31		1			
32		2			
33		2			
34		6			
35		3			
36		4			
37		1			
38		7			1
39		1			1
40		1			
41					
42		10			
43		1			1
44		4			
45		1			
46		6			
47					1
48		3			1
49		1			
50		6			
51					
52		6			
53					
54		10			
55		2			1
56		4			
57		3			
58	1	5			
59		2			
60		3			
61	1			2	
62		4		1	
63		1			
64		11			
65					
66		4	1		
67		1			
68		3			
69		1		1	
70		2			

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人 1	人 2	人	人	人
72		3	1	1	
73		1	1		
74		5			
75		1		1	
76				1	
77		3			
78		3			
79		2			
80					
81		2			
82		2		1	
83		3		1	
84		5	1	1	
85		1			
86		3		1	
87		2			
88		2			
89		2		1	
90		3		2	
91					
92		3			
93					
94					
95		1			
96		2			
97					
98		3			
99		1			
100		2			
101					
102		4			
103					
104		4			
105		1			
106		2			
107		1			
108		1			
109		1			
110		2			
111		1			
112		2			
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119	1	2			
120		1			
121		1			
122					
123					
124		1			
125		1			
126		2			
127		1			
128		4			
129		4			
130		1			
131		2			
132		3			
133		1			
134		1			
135		3			
136		2			
137		1			
138		3			
139		3			
140		1			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		2			
143		6			
144		3			
145		3			
146		6			
147		5			
148		3			
149		4			
150		4			
151		6			
152		4			
153		3			
154		2			
155		2			
156		2			
157		2			
158		2			
159		2			
160		3			
161		1			
計	4	339	4	14	6
構成比(%)	1.1	92.4	1.1	3.8	1.6

適用職員数	367人
-------	------

(4) 教育職給料表(3) (幼稚園の教諭等)

級 号給	1	2	3
1	人	人	人
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17		1	
18			
19			
20			
21		1	
22			
23			
24			
25			
26		1	
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36		1	
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47		1	
48			
49		1	
50		1	
51			1
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66		1	
67			
68			
69			
70			

級 号給	1	2	3
71	人	人	人
72			
73		1	
74			
75			
76			
77			
78		1	
79			
80		1	
81		1	
82		1	
83			
84			
85		1	
86			1
87			
88			2
89			1
90		1	
91			
92		1	1
93			1
94			
95		1	2
96			
97			3
98			
99			
100		2	1
101			
102			1
103			1
104			1
105			
106			
107			
108			
109			
110			1
111			
112			
113			
114			
115			
116			
117		1	
118			
119			
120			
121			
122			
123		1	
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133		1	
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			

級 号給	1	2	3
141	人	人	人
142		1	
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
計	0	23	17
構成比(%)	-	57.5	42.5

適用職員数	40人
-------	-----

(5) 教育職給料表(4) (特別支援学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8					
9		8			
10					
11		1			
12					
13		3			
14					
15		1			
16					
17		9			
18					
19		2			
20					
21		4			
22					
23		2			
24		1			
25		3			
26					
27		2			
28					
29		1			
30					
31		4			
32		1			
33		4	1		
34					
35		3			
36					
37		7			
38		2			
39		2			
40		1			
41		5			
42		1			
43		3			
44		3			
45		5			
46					
47		4			
48		1			
49		3			
50					
51		1	1		
52		1			
53		5			
54					
55		2			
56					
57		3			
58		1			
59		2			
60		1			
61		1			
62		1			
63		3			
64					
65		3			
66					
67		3		1	
68		1	1		
69					
70		1			

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72		1			
73		1		1	
74		1			
75		1		1	
76					
77		2			
78					
79					
80		1			
81					
82					
83		1			
84					
85					
86		1			
87					
88		1			
89		1			
90					
91		2			
92					
93					
94					
95		2			
96					
97					
98		1			
99					
100		1			
101		2			
102		1			
103		2			
104					
105		1			
106		1			
107					
108					
109					
110					
111					
112		1			
113					
114					
115					
116		1			
117			1		
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125		1			
126					
127					
128		2			
129		1			
130					
131		1			
132					
133					
134					
135		1			
136		1			
137		2			
138		1			
139		2			
140		1			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		2			
143		3			
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	162	4	3	0
構成比 (%)	-	95.9	2.4	1.8	-

適用職員数	169人
-------	------

(6) 教育職給料表(5) (小・中学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13					
14		1			
15					1
16					
17		58			1
18					
19		10			
20		2			
21		69			
22		2			2
23		6			1
24		2			10
25		101			18
26		1			9
27		12			14
28					13
29		126			10
30		2			12
31		18			7
32		4			9
33		88			10
34		3			7
35		27		1	5
36		8			4
37		98		1	39
38		6			
39		35		1	
40		10			
41		79			
42		5	1		
43		47			
44		6			
45		73	1	1	
46		7			
47		53	1	2	
48		13	1		
49		62		1	
50		9		1	
51		50		2	
52		7		1	
53		53		2	
54		10		2	
55		53	2	4	
56		16		5	
57		58	1	3	
58		12			
59		58	1	2	
60		9		6	
61		61		3	
62		16		4	
63		42	1	8	
64		19		1	
65		68		1	
66		18		2	
67		36		2	
68		15		4	
69		45	1	5	
70		14		4	

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72		54		3	
73		20		6	
74		65	1	4	
75		14		2	
76		47		4	
77		15		9	
78		41		8	
79		13	1	4	
80		53		6	
81		22	1	11	
82		43		5	
83		18	4	8	
84		46		6	
85		23	1	7	
86		39	2	3	
87		21		9	
88		40		2	
89		15		4	
90		36	1	4	
91		18		5	
92		35		6	
93		19		2	
94		23	1	28	
95		11			
96		35			
97		18			
98		32	1		
99		15	1		
100		34			
101		20			
102		25	1		
103		20	1		
104		26			
105		17			
106		18			
107		20			
108		28			
109		13			
110		20			
111		18	1		
112		15	1		
113		22	1		
114		18			
115		10	1		
116		14	1		
117		16			
118		19			
119		13			
120		2			
121		12			
122		15			
123		14			
124		11			
125		16			
126		15			
127		15			
128		11			
129		15			
130		18			
131		21			
132		9			
133		21			
134		15			
135		26			
136		10			
137		4			
138		12			
139		10			
140		7			
141		23			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	22人	人	人	人
142		18			
143		16			
144		22			
145		15			
146		25			
147		20			
148		27			
149		34			
150		45			
151		26			
152		35			
153		32			
154		35			
155		25			
156		22			
157		33			
計	0	3,675	31	215	172
構成比(%)	-	89.8	0.8	5.3	4.2

適用職員数	4,093人
-------	--------

(7) 医療職給料表(1)(医師、歯科医師)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38			1	
39				
40				
41			1	
42				
43		2		
44				
45		1		
46				1
47				
48			1	
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				1
57				
58				
59				
60				1
61			1	
62				
63				1
64				
65			1	
66				1
67				
68				
69				
70				

級 号給	1	2	3	4
71	人	人	人	人
72				1
73				1
74				
75			1	
76			1	
77				
78				
79				1
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87			1	
88				
89				
90			1	
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
計	0	3	9	8
構成比(%)	-	15.0	45.0	40.0

適用職員数	20人
-------	-----

(8) 医療職給料表(2) (薬剤師、臨床検査技師等)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21				1		
22						
23						
24			1			
25		2				
26		1	1	1		
27						
28			2			
29						
30		1		1		
31						
32		1		3		
33						
34		2	1	1		
35			1			
36		1				
37						
38		2		1	2	
39						
40			2	2	1	
41						
42		1		2		
43		1				
44		1	2			
45			1		1	1
46				1		
47			1		2	1
48		1	1	1		
49		1				1
50			1		1	
51						1
52				2		1
53		1			1	
54		1			2	
55						
56					1	
57		1	1			
58					1	1
59			1			
60				1		
61						
62						
63				1	1	
64						
65						
66						
67						
68						
69					2	
70			1			

級 給 号	1	2	3	4	5	6
71	人	人	人	人	人	人
72					2	
73			1		1	
74					1	
75						
76					1	
77				2	1	
78			1			
79						
80						
81				2		
82				1		
83						
84				1		
85			1			
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95				1		
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102				1		
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111				1		
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118			1			
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	0	18	21	27	21	6
構成比(%)	-	19.4	22.6	29.0	22.6	6.5

適用職員数	93人
-------	-----

(9) 医療職給料表(3) (保健師、看護師等)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21		8		
22			3	
23			1	
24			5	
25				
26		17	1	
27				
28			4	1
29				
30		9	2	2
31			1	
32			3	1
33		2		
34		7	1	1
35				
36		1	2	1
37		2		
38		7	2	1
39				1
40			2	2
41		2	1	2
42		2	1	
43				
44		5		3
45			1	1
46		1		
47			1	2
48			1	2
49		2	2	1
50		2	3	2
51			1	2
52			4	
53		1		1
54			3	1
55			1	
56			1	1
57				
58				
59				1
60			4	
61			2	
62			2	1
63				2
64			2	
65			1	
66				
67			1	1
68				
69				1
70				

級 号給	1	2	3	4
71	人	人	人	人
72		1		
73			1	1
74		1	1	
75			1	
76				
77				
78				1
79				
80				
81				
82			1	
83				1
84				
85			2	
86				
87				
88			1	1
89				
90			1	
91				
92				
93				1
94				
95				1
96			1	
97				
98				1
99				
100				1
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107			1	1
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114			1	
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129		1		
130				
131				
132			1	
133				
計	0	71	71	43
構成比(%)	-	38.4	38.4	23.2

適用職員数 185人

(参 考)

(10) 技能業務職給料表（調理員等）

級 号給	1	2	3
1	人	人	人
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			1
16			1
17			2
18			1
19			
20			1
21			
22			1
23			2
24		1	4
25	1	2	
26			1
27	1		1
28			
29			
30			2
31	1		2
32	1	1	1
33	1		2
34			2
35			3
36			1
37		1	1
38	2	1	2
39		2	
40		1	2
41			1
42			
43		1	4
44		3	
45		1	4
46		1	
47		3	2
48	1	1	3
49		2	2
50	1	1	5
51			1
52		3	4
53		3	1
54	6	1	1
55			1
56			
57			1
58	2	2	2
59			5
60		1	1
61		2	5
62		1	3
63			4
64			5
65		2	7
66		3	2
67		1	6
68		1	5
69			6
70			5

級 号給	1	2	3
71	人 1	人	人 9
72			5
73		3	13
74		1	13
75			10
76		1	9
77		2	11
78			19
79			9
80			4
81		2	7
82			8
83		1	14
84		2	5
85		2	9
86			14
87		1	6
88		1	8
89		1	10
90			13
91			11
92			13
93			7
94			10
95			8
96			7
97			8
98			9
99			5
100			8
101			7
102			6
103			2
104			7
105			5
106			3
107			4
108			4
109			4
110			3
111			5
112			1
113			6
114			
115			
116			
117			1
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
計	18	59	459
構成比(%)	3.4	11.0	85.6

適用職員数	536人
-------	------

(参 考)

(11) 企業職給料表（水道 一般事務、技術職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		1	8					
12								
13	1		2					
14								
15			6	1				
16								
17			1					
18		2	2					
19		5	10	1				
20								
21	2	2	2					
22			1					
23		11	10	1				
24			3	1				
25	1	1						
26								
27		8	3	1				
28								
29		4	4	1				
30		1						
31		9		3				
32		1	1	1				
33	7	2	9	1				
34			4				1	
35		10	4	2			1	
36			2		1			
37		2	10			1		
38		2	3	1				
39		4	3	1	1		1	
40		1	2					
41	1	3	7	3				
42			1				2	
43		2	3	1		1		
44		1	5	3	1	2		
45			2	2				
46		2	2	4		4	1	
47		2	3	2		1		
48			2	2		1		
49			4	5	1	1		
50			3	3		2		
51		1	1	1		2		
52				1		1		
53				2		2		
54				3	2	2		
55			2	2	1	3	1	
56		1	2		2	2		
57		1	1		1	1	1	
58		1	1	2	2			
59			1	1	6	1		
60					2	2		
61					1			
62				3	1	1		
63				1	2			
64				2	2			
65			1		1			
66				4	1			
67			1	1	4			
68			2	2	3			
69				1	1			
70				2	5			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人	人	人	人	人	人	人	人
72				1	2			
73		1	1	1	4			
74			1	2	4			
75				2	1			
76				3	2			
77				2	5			
78				5	4			
79				3	9			
80					4			
81					8			
82				3	2			
83				1	6			
84				2	4			
85				1	2			
86			1	8	1			
87				2	3			
88				1				
89				5	1			
90				4				
91				3				
92								
93				2				
94				4				
95				4				
96				2				
97				3				
98				1				
99				2				
100								
101				3				
102								
103				3				
104				2				
105				7				
106				3				
107				2				
108				3				
109				1				
110				4				
111				1				
112				1				
113				2				
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
計	12	81	137	168	104	28	8	0
構成比(%)	2.2	15.1	25.5	31.2	19.3	5.2	1.5	-

適用職員数	538人
-------	------

第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員

(1) 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	5								5
19	13								13
20	27								27
21	19	16							35
22	133	15							148
23	20	147							167
24	11	196							207
25	10	173							183
26	13	155							168
27	5	182							187
28	8	90	89						187
29	9	76	117						202
30	1	56	129						186
31		43	124			1			168
32	1	39	156						196
33	1	18	123	5					147
34	4	11	114	20			1		150
35	3	6	108	37		1			155
36	1	8	117	66					192
37		6	95	81					182
38	4	4	82	86	4				180
39	1	5	50	80	7				143
40		6	33	67	5				111
41	2	9	29	66	14				120
42	1	6	19	56	12				94
43		6	13	46	30				95
44	3	5	12	56	25				101
45		5	18	36	22	5			86
46		4	7	41	24	7			83
47	1	3	13	37	28	6			88
48		5	12	44	29	7			97
49	1	4	9	49	47	13			123
50	2	1	15	62	44	18			142
51	1	2	12	47	67	20	3		152
52			12	53	63	27	2		157
53		1	11	45	55	25	6		143
54			5	36	52	33	10		136
55		1	7	44	73	31	14		170
56		2	2	30	40	44	16	3	137
57			1	26	34	22	15	5	103
58		2	4	29	49	37	26	9	156
59		1	1	26	37	41	17	10	133
60～									
計	300	1,309	1,539	1,271	761	338	110	27	5,655

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

(2) 消防職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	11								11
19	6								6
20	18								18
21	16								16
22	27								27
23	48	2							50
24	37	7							44
25	32	9							41
26	28	22							50
27	27	34							61
28	16	41	1						58
29	8	29	3						40
30	5	38	5						48
31	4	39	12						55
32		44	11						55
33		25	24						49
34		23	33	2					58
35		20	31	4					55
36		20	28	5					53
37		7	22	8					37
38		2	18	14					34
39		2	18	4					24
40		2	14	12	1				29
41			10	23	3				36
42		2	7	7					16
43		1	7	11	3				22
44			4	5	3				12
45			9	10					19
46			6	11	5				22
47			1	7	5	2			15
48			4	8	5	2	2		21
49			18	14	5	2	2		41
50			12	8	5	1			26
51			11	8	8	1	3		31
52			5		4	4	3		16
53			4	4	5		1	1	15
54			4	2	3	3	1		13
55				3	1	7		1	12
56			7	3	1	1	3	3	18
57			2	1	3		1	2	9
58				5	4	6		1	16
59			4	5	6	3	5	4	27
60～									
計	283	369	335	184	70	32	21	12	1,306

(3) 教育職給料表(2)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		1				1
23		4				4
24		9				9
25		7				7
26		3				3
27		5				5
28		12				12
29	1	11				12
30		17				17
31	1	18				19
32		18				18
33		9				9
34		12				12
35	1	16				17
36		9				9
37		8				8
38		7				7
39		9				9
40		10				10
41		8	1			9
42		8	1			9
43		5	2			7
44	1	5				6
45		4				4
46		7				7
47		3		1		4
48		6		3		9
49		4		1		5
50		12				12
51		9		2		11
52		6				6
53		4		1		5
54		8		1	1	10
55		7				7
56		14				14
57		8		1		9
58		12		2	2	16
59		24		2	3	29
60～						
計	4	339	4	14	6	367

(4) 教育職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	計
	人	人	人	人
18				
19				
20				
21				
22		1		1
23		1		1
24		1		1
25				
26		1		1
27				
28				
29		3		3
30				
31				
32				
33				
34				
35		1		1
36		1		1
37		1		1
38		1		1
39		1		1
40		1		1
41		2		2
42				
43		1		1
44		1		1
45		1		1
46			1	1
47		2		2
48		1		1
49				
50		2		2
51				
52				
53			1	1
54				
55			5	5
56				
57				
58			5	5
59			5	5
60～				
計	0	23	17	40

(5) 教育職給料表(4)

年 級 齡	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		3				3
23		8				8
24		4				4
25		12				12
26		5				5
27		7				7
28		5				5
29		10				10
30		10				10
31		10				10
32		8				8
33		10	1			11
34		4				4
35		4				4
36		4				4
37		5				5
38		3				3
39		3				3
40		1	1			2
41		3				3
42		2				2
43		3	1			4
44		2				2
45		5				5
46		4				4
47		1				1
48		2				2
49						
50		3				3
51		2		1		3
52		1				1
53		1				1
54		2		1		3
55		3				3
56		2		1		3
57		2				2
58		3	1			4
59		5				5
60～						
計	0	162	4	3	0	169

(6) 教育職給料表(5)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21		1				1
22		57				57
23		82				82
24		124				124
25		140				140
26		125				125
27		139				139
28		141				141
29		137				137
30		127				127
31		128				128
32		149				149
33		119				119
34		111				111
35		142				142
36		133				133
37		133	2	2		137
38		132	1			133
39		88	2	2		92
40		109	2	6		117
41		105	1	2		108
42		87	2	4		93
43		78		4		82
44		96		15		111
45		70	1	14		85
46		61	1	14		76
47		52	4	12	2	70
48		59	2	11		72
49		65	4	18		87
50		83		20	3	106
51		62	2	15	5	84
52		73	1	15	11	100
53		77	1	14	12	104
54		50	1	9	17	77
55		50	1	13	16	80
56		55		10	21	86
57		69		4	22	95
58		81	2	6	35	124
59		85	1	5	28	119
60～						
計	0	3,675	31	215	172	4,093

(7) 医療職給料表(1)

年 級 齡	1	2	3	4	計
18	人	人	人	人	人
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38		2			2
39					
40					
41					
42					
43			1		1
44					
45					
46					
47					
48					
49			1		1
50			1		1
51			3		3
52				1	1
53		1	1		2
54			1		1
55			1		1
56					
57				3	3
58					
59				1	1
60～				3	3
計	0	3	9	8	20

(8) 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		2					2
25		2					2
26		1					1
27		4					4
28		3					3
29		1					1
30		1					1
31		1	2				3
32		2	2				4
33		1	2				3
34			1				1
35			1	1			2
36			3	1			4
37			2	1			3
38				2			2
39			2	3			5
40				4			4
41				1			1
42			2				2
43				3	3		6
44			1	1	1		3
45			1	1	1		3
46					2		2
47			1				1
48					2		2
49				1	2		3
50				4	2		6
51				1	1		2
52						2	2
53					1	3	4
54						1	1
55			1		1		2
56					1		1
57				1	1		2
58				1	2		3
59				1	1		2
60～							
計	0	18	21	27	21	6	93

(9) 医療職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22		8			8
23		17			17
24		9			9
25		10			10
26		9			9
27		8			8
28		2	10		12
29		4	5		9
30		1	5		6
31			3		3
32			5		5
33			2		2
34		1	2		3
35			11		11
36			3		3
37		1	3	4	8
38			4		4
39			2	5	7
40			1	2	3
41			3	7	10
42				5	5
43				5	5
44			1	3	4
45			2	1	3
46				1	1
47			3	1	4
48			1		1
49			1	2	3
50			1		1
51			1		1
52				1	1
53					
54			1	3	4
55		1			1
56			1	1	2
57				1	1
58					
59				1	1
60～					
計	0	71	71	43	185

(参 考)

(10) 技能業務職給料表

年 齢 \ 級	1	2	3	計
	人	人	人	人
18				
19				
20				
21				
22		1		1
23	2	2		4
24		1		1
25	1			1
26	2	1		3
27		4		4
28	1	4		5
29	1	6		7
30		4		4
31		3		3
32		2		2
33	1	4		5
34	2	3	1	6
35	2	3	5	10
36		3		3
37	1	2	3	6
38	3		3	6
39	1		12	13
40	1	3	4	8
41		1	8	9
42		2	4	6
43		1	7	8
44		2	17	19
45		3	11	14
46		2	10	12
47		2	18	20
48			28	28
49			24	24
50			28	28
51			35	35
52			31	31
53			26	26
54			23	23
55			20	20
56			50	50
57			27	27
58			31	31
59			33	33
60～				
計	18	59	459	536

(参 考)

(11) 企業職給料表（水道）

年 級 齡	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人 1	人	人	人	人	人	人	人	人 1
19									
20	3								3
21									
22	5	1							6
23	2	3							5
24	1	9							10
25		13							13
26		11							11
27		12							12
28		13	6						19
29		6	9						15
30		5	13						18
31		2	11						13
32		2	8						10
33		2	10						12
34			17						17
35			18						18
36			14	3					17
37			15	4					19
38		1	2	4					7
39			3	3					6
40			2	5					7
41				9					9
42			3	9					12
43			1	5	2				8
44				8	1				9
45			1	7					8
46				6					6
47				12	2				14
48				11	3				14
49		1	2	10	8				21
50				12	11	2			25
51				11	11	1			23
52			1	11	11	1			24
53				5	9	4			18
54				6	7	4			17
55				10	8	2	1		21
56			1	2	11	2	1		17
57				4	3	5	3		15
58				8	11	6	1		26
59				3	6	1	2		12
60～									
計	12	81	137	168	104	28	8	0	538

第6表 職員の扶養親族数別人員

扶養 親族数	区 分	該 当 職 員 数			
			うち扶養親族で ある配偶者を有 する者	うち扶養親族で ある子を有する 者	うち配偶者・子 以外の扶養親族 を有する者
1	人	1,510	455	999	56
2	人	1,633	478	1,627	14
3	人	989	619	989	7
4	人	275	238	275	2
5	人	29	23	29	4
6 人 以 上		6	5	6	0
計		4,442	1,818	3,925	83

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.76人である。
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,747円（平均扶養親族数は2.03人）である。

第7表 職員の管理職手当の支給状況

区 分			受給者数 (人)	管理職手当月額 (円)
給料表	職務の級	種別		
行政職給料表	8 級	1 種	27	129,000
	7 級	2 種	108	93,500
		3 種	2	74,800
	6 級	3 種	323	69,600
		6 種	15	43,500
	5 級	3 種	7	64,600
		6 種	107	40,400
		7 種	1	32,300
消防職給料表	8 級	2 種	12	93,500
	7 級	3 種	21	69,600
	6 級	4 種	16	56,800
		6 種	10	40,400
教育職給料表(2)	4 級	3 種	6	74,800
	3 級	5 種	14	52,200
教育職給料表(3)	3 級	7 種	17	30,100
教育職給料表(4)	3 級	5 種	3	48,300
	特2 級	6 種	3	27,100
教育職給料表(5)	4 級	3 種	25	69,100
		4 種	66	60,500
		5 種	81	51,800
	3 級	5 種	115	46,100
		6 種	100	38,400
医療職給料表(1)	4 級	2 種	7	109,000
		3 種	1	87,200
	3 級	3 種	8	81,700
		6 種	1	51,000
医療職給料表(2)	6 級	3 種	5	69,600
		6 種	1	43,500
計			1,102	(平均月額) 62,150

(注) (平均月額) は、手当受給者1人当たりの平均手当月額である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

受給者	3,566 人
手当月額10,000円未満の受給者	0
手当月額10,000円以上27,000円未満の受給者	507
手当月額27,000円の受給者	3,059
手当受給者1人当たり平均手当月額	26,470 円

第9表 職員の通勤手当の支給状況

受給者	10,818 人
交通機関等のみを利用する者	3,075
交通用具のみを使用する者	6,871
交通機関等と交通用具を併用する者	872
手当受給者1人当たり平均手当月額	8,207 円

(参 考) 給与条例附則第8項により給料月額が決定される者を含む職員の平均給与月額等

項 目	全給料表に係るもの	うち行政職給料表に係るもの
職 員 数	12,128 人	5,717 人
平 均 給 与 月 額	381,017 円	367,170 円
平 均 年 齢	39.5 歳	39.5 歳

備考 技能業務職員及び企業職員を含めた場合の職員数は、13,231人である。

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び広島県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の民間事業所 637事業所

(2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種 その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により16層に層化し、これらの層から172事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

事務・技術関係職種が7,084人（初任給関係326人、初任給関係以外6,758人）であり、その他の職種が381人（初任給関係16人、初任給関係以外365人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は42,979人であり、このうち、事務・技術関係職種は36,959人である。

(2) 総計及び平均の算出方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	規模計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	146	33	33	14	52	14	
農 業、林 業、漁 業	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 砂利採取業、建設業	22	6	4	5	4	3	
製 造 業	37	7	10	2	14	4	
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	33	8	10	2	11	2	
卸 売 業、小 売 業	21	3	6	3	8	1	
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	10	5	2	1	2	—	
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	23	4	1	1	13	4	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が23所あった。
- 2 調査対象事業所172所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた169所に占める調査完了事業所146所の割合（調査完了率）は、86.4%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		新規学卒者の採用あり				新規学卒者の採用なし
		初任給の改定状況				
		増 額	据置き	減 額		
大学卒	規 模 計	70.5	(83.5)	(16.5)	—	29.5
	500人以上	95.4	(87.4)	(12.6)	—	4.6
	100人以上 500人未満	56.1	(73.8)	(26.2)	—	43.9
	50人以上 100人未満	15.6	(100.0)	—	—	84.4
高校卒	規 模 計	46.3	(84.5)	(15.5)	—	53.7
	500人以上	75.6	(88.0)	(12.0)	—	24.4
	100人以上 500人未満	23.7	(70.6)	(29.4)	—	76.3
	50人以上 100人未満	—	—	—	—	100.0

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	円 * 284,000	円 * 284,000	円 —	円 —
		大学卒	212,743	216,648	204,706	x
		短大卒	* 184,433	* 185,380	* 183,765	—
		高校卒	* 176,699	* 180,288	* 167,632	—
	新卒技術者	大学院修士課程修了	* 240,218	* 240,197	x	—
		大学卒	225,144	227,598	* 217,807	x
		短大卒	* 204,905	* 223,029	* 188,292	—
		高校卒	181,413	* 182,844	* 177,576	—
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	* 248,719	* 252,536	x	—
		大学卒	217,541	221,434	208,058	* 211,250
		短大卒	* 193,488	* 203,386	* 185,638	—
		高校卒	179,426	181,777	* 173,282	—
その他	新卒大学助教	大学院博士課程修了	* 323,000	—	* 323,000	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	x	—	—	x
	新卒研究員	大学卒	x	x	—	—
	準新卒診療放射線技師	大学卒	x	—	x	—
	準新卒看護師	養成所卒	x	—	x	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された者をいう。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事	支 店 長	20	55.7	850,607	2,153	848,454	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	13	54.9	951,209	3,261	947,948	
	短 大 卒	3	57.4	643,803	0	643,803	
	高 校 卒	4	57.3	679,568	172	679,396	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
務	工 場 長	5	55.3	962,446	0	962,446	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	55.1	1,000,761	0	1,000,761	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	55.5	915,408	0	915,408	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技	事 務 部 長	303	53.0	634,989	5,281	629,708	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	243	52.9	643,120	3,775	639,345	
	短 大 卒	13	51.4	565,355	32,422	532,933	
	高 校 卒	46	54.3	618,350	5,007	613,343	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 部 長	162	54.0	656,829	3,973	652,856	
	大 学 卒	109	53.8	665,148	1,319	663,829	
	短 大 卒	20	53.7	676,900	17,635	659,265	
	高 校 卒	33	54.6	615,716	3,724	611,992	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関	事 務 部 次 長	91	52.6	641,813	1,654	640,159	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
	大 学 卒	80	52.4	656,890	1,797	655,093	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	10	54.5	541,719	623	541,096	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係	技 術 部 次 長	69	52.3	662,045	3,862	658,183	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	62	52.4	673,215	4,046	669,169	
	短 大 卒	3	51.7	554,028	4,639	549,389	
	高 校 卒	4	52.1	584,258	892	583,366	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職	事 務 課 長	606	49.5	594,072	9,357	584,715	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	456	49.0	601,138	7,576	593,562	
	短 大 卒	51	50.5	590,882	13,198	577,684	
	高 校 卒	99	51.4	564,841	14,970	549,871	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 課 長	384	50.7	592,754	21,403	571,351	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	270	50.3	597,427	13,209	584,218	
	短 大 卒	42	50.8	532,213	11,165	521,048	
	高 校 卒	71	52.1	611,116	53,059	558,057	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である（以下第13表の各表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下第13表の各表において同じ。）。

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考	
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	事務課長代理	245	47.5	527,859	68,858	459,001	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）	
	大学卒	174	46.4	540,381	76,751	463,630		
	短大卒	27	48.9	437,486	31,812	405,674		
	高校卒	41	51.7	528,395	56,096	472,299		
	中学卒	3	57.5	458,563	20,136	438,427		
技 術	技術課長代理	96	46.8	529,293	59,237	470,056		
	大学卒	70	45.8	523,182	59,662	463,520		
	短大卒	7	49.1	553,077	77,813	475,264		
	高校卒	19	48.9	540,949	51,516	489,433		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務	事務係長	586	45.6	451,767	48,578	403,189		【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
	大学卒	385	44.3	458,794	50,229	408,565		
	短大卒	82	46.7	404,536	41,096	363,440		
	高校卒	119	49.2	461,040	48,244	412,796		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術	技術係長	225	49.2	527,719	89,910	437,809		
	大学卒	88	47.0	450,177	69,236	380,941		
	短大卒	23	48.1	525,928	88,058	437,870		
	高校卒	114	50.8	578,938	103,791	475,147		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務	事務主任	487	43.8	434,314	63,971	370,343	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）	
	大学卒	262	38.9	400,051	58,777	341,274		
	短大卒	83	48.4	485,480	83,255	402,225		
	高校卒	142	48.0	477,532	60,819	416,713		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術	技術主任	412	43.4	452,268	93,256	359,012		
	大学卒	267	41.8	445,211	93,403	351,808		
	短大卒	42	47.4	464,285	87,293	376,992		
	高校卒	102	46.5	472,092	96,344	375,748		
	中学卒	x	x	x	x	x		
事 務	事務係員	1,892	38.2	352,851	42,907	309,944		
	大学卒	1,254	35.3	354,867	43,850	311,017		
	短大卒	269	46.1	352,838	43,286	309,552		
	高校卒	351	42.5	345,249	39,147	306,102		
	中学卒	18	53.9	345,944	37,592	308,352		
技 術	技術係員	1,175	33.9	372,525	65,194	307,331		
	大学卒	783	32.7	374,854	69,557	305,297		
	短大卒	122	36.4	371,218	62,501	308,717		
	高校卒	270	36.3	365,738	52,569	313,169		
	中学卒	—	—	—	—	—		

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下第13表の各表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事	支 店 長	18	55.9	913,478	2,485	910,993	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	13	54.9	951,209	3,261	947,948	
	短 大 卒	2	58.5	821,582	0	821,582	
	高 校 卒	3	59.5	785,094	262	784,832	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
務	工 場 長	5	55.3	962,446	0	962,446	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	55.1	1,000,761	0	1,000,761	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	55.5	915,408	0	915,408	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
・	事 務 部 長	208	53.6	671,604	3,690	667,914	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	167	53.4	682,433	1,903	680,530	
	短 大 卒	8	50.7	599,154	49,492	549,662	
	高 校 卒	33	54.9	639,702	476	639,226	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技	技 術 部 長	129	54.3	674,616	4,355	670,261	
	大 学 卒	87	53.9	683,393	1,052	682,341	
	短 大 卒	16	55.1	715,733	21,855	693,878	
	高 校 卒	26	55.1	622,931	4,133	618,798	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
術	事 務 部 次 長	63	52.6	650,632	686	649,946	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
	大 学 卒	56	52.1	660,476	671	659,805	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	7	56.0	575,691	805	574,886	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関	技 術 部 次 長	52	53.2	698,158	1,153	697,005	
	大 学 卒	48	53.1	704,155	1,181	702,974	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	3	53.3	640,904	1,156	639,748	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係	事 務 課 長	459	49.7	607,557	8,220	599,337	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	343	49.2	614,288	6,566	607,722	
	短 大 卒	34	49.9	589,530	14,853	574,677	
	高 校 卒	82	51.5	589,542	11,518	578,024	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職	技 術 課 長	324	51.1	612,826	23,558	589,268	
	大 学 卒	228	50.7	613,741	14,105	599,636	
	短 大 卒	34	50.8	562,919	13,167	549,752	
	高 校 卒	61	52.4	635,699	58,240	577,459	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事	事務課長代理	人	歳	円	円	円	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）
	大学卒	185	47.7	537,701	68,482	469,219	
	短大卒	135	46.5	549,326	77,560	471,766	
	高校卒	16	49.0	445,162	23,319	421,843	
	中学卒	31	52.1	532,872	48,236	484,636	
務	中学卒	3	57.5	458,563	20,136	438,427	
	技術課長代理	70	48.0	533,733	49,092	484,641	
	大学卒	52	47.1	520,178	46,413	473,765	
	短大卒	7	49.1	553,077	77,813	475,264	
	高校卒	11	51.0	579,198	43,702	535,496	
・	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	410	46.0	489,625	56,559	433,066	
	大学卒	280	44.7	501,904	59,761	442,143	
	短大卒	46	47.2	430,107	45,808	384,299	
	高校卒	84	49.8	488,200	53,526	434,674	
技	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術係長	183	49.9	544,297	92,203	452,094	
	大学卒	60	48.5	462,349	66,215	396,134	
	短大卒	16	47.9	566,479	98,786	467,693	
	高校卒	107	50.9	583,071	104,561	478,510	
術	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務主任	316	45.4	473,640	74,496	399,144	
	大学卒	155	39.9	426,360	67,398	358,962	
	短大卒	54	49.9	535,422	100,862	434,560	
	高校卒	107	49.0	526,115	67,483	458,632	
関	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術主任	364	44.0	460,749	95,717	365,032	
	大学卒	228	42.5	454,661	96,349	358,312	
	短大卒	39	47.6	465,085	87,897	377,188	
	高校卒	96	46.5	479,980	98,391	381,589	
係	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係員	1,303	38.6	365,726	46,596	319,130	
	大学卒	846	35.5	365,545	47,603	317,942	
	短大卒	203	46.2	373,121	48,294	324,827	
	高校卒	237	43.4	361,492	41,660	319,832	
職	中学卒	17	54.4	347,758	37,394	310,364	
	技術係員	957	33.7	376,161	65,008	311,153	
	大学卒	636	32.8	378,516	70,141	308,375	
	短大卒	94	35.7	390,455	63,980	326,475	
	高校卒	227	35.7	364,026	49,442	314,584	
種	中学卒	—	—	—	—	—	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考		
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)			
事	支 店 長	2	54.5	441,915	0	441,915	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)		
	大 学 卒	—	—	—	—	—			
	短 大 卒	x	x	x	x	x			
	高 校 卒	x	x	x	x	x			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
務 工	工 場 長	—	—	—	—	—	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)		
	大 学 卒	—	—	—	—	—			
	短 大 卒	—	—	—	—	—			
	高 校 卒	—	—	—	—	—			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
技 事	務 部 長	92	51.4	549,839	9,475	540,364	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)		
	大 学 卒	74	51.3	552,441	8,419	544,022			
	短 大 卒	5	52.7	501,159	0	501,159			
	高 校 卒	12	52.3	568,397	22,148	546,249			
	中 学 卒	x	x	x	x	x			
	術 技	術 部 長	28	51.3	581,035	2,364		578,671	
		大 学 卒	18	52.4	602,409	3,463		598,946	
		短 大 卒	4	48.0	514,649	0		514,649	
		高 校 卒	6	50.9	573,796	0		573,796	
		中 学 卒	—	—	—	—		—	
関 事	務 部 次 長	26	52.3	629,348	4,178	625,170	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）		
	大 学 卒	22	53.0	664,678	4,856	659,822			
	短 大 卒	x	x	x	x	x			
	高 校 卒	3	49.3	425,757	0	425,757			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
係 技	術 部 次 長	13	48.4	544,864	8,207	536,657			
	大 学 卒	12	48.7	544,278	7,398	536,880			
	短 大 卒	x	x	x	x	x			
	高 校 卒	—	—	—	—	—			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
職 事	務 課 長	141	49.2	558,666	13,273	545,393	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職		
	大 学 卒	109	48.5	565,767	10,778	554,989			
	短 大 卒	17	52.1	594,342	8,963	585,379			
	高 校 卒	15	50.6	476,962	33,920	443,042			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
種 技	術 課 長	51	47.8	480,236	7,270	472,966			
	大 学 卒	38	47.2	501,106	4,237	496,869			
	短 大 卒	5	52.1	410,515	4,987	405,528			
	高 校 卒	8	47.5	439,767	21,519	418,248			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月 分平均支給額			備 考	
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務	事務課長代理	56	46.6	490,721	72,335	418,386	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）	
	大学卒	36	45.2	501,559	72,459	429,100		
	短大卒	10	48.6	432,634	55,536	377,098		
	高校卒	10	50.0	509,624	89,049	420,575		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術	技術課長代理	24	43.1	512,356	84,473	427,883		
	大学卒	17	41.7	529,873	100,295	429,578		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	7	45.7	477,502	52,992	424,510		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務	事務係長	158	44.6	372,608	30,157	342,451	【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職	
	大学卒	95	43.3	373,502	28,958	344,544		
	短大卒	32	45.6	370,626	36,227	334,399		
	高校卒	31	48.3	369,616	29,692	339,924		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術	技術係長	36	45.2	409,256	72,200	337,056		
	大学卒	23	42.8	423,733	80,483	343,250		
	短大卒	7	48.8	351,843	42,006	309,837		
	高校卒	6	48.8	405,797	65,173	340,624		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務	事務主任	143	39.1	354,966	43,464	311,502	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）	
	大学卒	93	36.6	358,126	44,561	313,565		
	短大卒	23	43.5	332,804	29,338	303,466		
	高校卒	27	43.1	361,320	50,758	310,562		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術	技術主任	41	36.6	368,934	67,325	301,609		
	大学卒	35	35.4	370,335	68,807	301,528		
	短大卒	3	43.4	x	x	362,950		
	高校卒	3	43.7	341,473	54,978	286,495		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務	事務係員	534	36.9	317,102	33,216	283,886		
	大学卒	374	34.5	324,730	33,655	291,075		
	短大卒	61	45.5	288,353	28,130	260,223		
	高校卒	98	40.5	308,487	35,129	273,358		
	中学卒	x	x	x	x	x		
技 術	技術係員	183	33.6	348,076	64,059	284,017		
	大学卒	128	31.7	351,058	66,533	284,525		
	短大卒	23	40.0	309,108	58,879	250,229		
	高校卒	32	36.6	362,916	57,639	305,277		
	中学卒	—	—	—	—	—		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)－(B)		
事	支 店 長	—	—	—	—	—	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
務	工 場 長	—	—	—	—	—	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術	事 務 部 長	長 卒	3	57.3	447,667	0	447,667	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
		大 学 卒	2	57.5	496,500	0	496,500	
		短 大 卒	—	—	—	—	—	
		高 校 卒	x	x	x	x	x	
		中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	長 卒	5	56.8	475,019	0	475,019	
		大 学 卒	4	55.8	469,274	0	469,274	
		短 大 卒	—	—	—	—	—	
		高 校 卒	x	x	x	x	x	
		中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 次 長	長 卒	2	53.5	480,219	7,112	473,107	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
		大 学 卒	2	53.5	480,219	7,112	473,107	
		短 大 卒	—	—	—	—	—	
		高 校 卒	—	—	—	—	—	
		中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	長 卒	4	51.0	479,428	28,433	450,995	
		大 学 卒	2	51.0	521,955	56,865	465,090	
		短 大 卒	x	x	x	x	x	
		高 校 卒	x	x	x	x	x	
		中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	事 務 課 長	長 卒	6	47.8	351,047	0	351,047	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
		大 学 卒	4	44.8	387,544	0	387,544	
		短 大 卒	—	—	—	—	—	
		高 校 卒	2	54.0	314,550	0	314,550	
		中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長	長 卒	9	52.7	451,492	18,000	433,492	
		大 学 卒	4	51.5	499,667	48,000	451,667	
		短 大 卒	3	49.0	408,312	0	408,312	
		高 校 卒	2	60.5	444,000	0	444,000	
		中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考			
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)				
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）			
	大学卒	4	47.8	374,105	52,547	321,558				
	短大卒	3	47.3	385,800	70,063	315,737				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
技 術	技術課長代理	2	45.0	562,012	136,000	426,012		【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職		
	大学卒	x	x	x	x	x				
	短大卒	—	—	—	—	—				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
事 務	事務係長	18	43.7	305,775	30,896	274,879			【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）	
	大学卒	10	41.3	323,190	44,219	278,971				
	短大卒	4	49.3	292,833	13,322	279,511				
	高校卒	4	44.0	275,180	15,161	260,019				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
技 術	技術係長	6	39.3	366,609	73,796	292,813				【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	5	37.6	363,092	71,716	291,376				
	短大卒	—	—	—	—	—				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
事 務	事務主任	28	42.9	309,913	27,538	282,375	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）			
	大学卒	14	41.2	313,789	32,843	280,946				
	短大卒	6	49.5	319,903	25,230	294,673				
	高校卒	8	40.8	294,209	16,702	277,507				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
技 術	技術主任	7	39.1	323,980	65,007	258,973		【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）		
	大学卒	4	33.8	315,735	63,282	252,453				
	短大卒	—	—	—	—	—				
	高校卒	3	46.3	334,974	67,307	267,667				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
事 務	事務係員	55	38.0	269,355	13,645	255,710			【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）	
	大学卒	34	37.0	281,595	13,496	268,099				
	短大卒	5	44.6	233,636	4,844	228,792				
	高校卒	16	38.1	259,230	16,848	242,382				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
技 術	技術係員	35	42.7	362,355	77,896	284,459				【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	19	38.2	355,904	60,857	295,047				
	短大卒	5	38.9	268,781	50,160	218,621				
	高校卒	11	52.0	413,918	114,503	299,415				
	中学校卒	—	—	—	—	—				

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給 する 給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	自家用乗用自動 車 運 転 手	—	—	—	—	—	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	4	58.6	300,651	10,103	290,548	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 等	11	55.7	837,089	0	837,089	
	大 学 教 授	50	55.5	638,090	0	638,090	
	大 学 准 教 授	37	45.2	518,023	0	518,023	
	大 学 講 師	—	—	—	—	—	
	大 学 助 教	16	34.4	420,996	0	420,996	
	高 等 学 校 校 長	2	60.5	684,427	0	684,427	
	高 等 学 校 教 頭	6	55.5	629,042	3,669	625,373	
	高 等 学 校 教 諭	45	44.9	487,385	6,430	480,955	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	11	51.2	783,694	23,865	759,829	2室(係)以上又は構成員7 人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の 長
	主 任 研 究 員	3	51.4	472,584	21,746	450,838	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	5	40.8	305,539	6,637	298,902	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和 6 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				き っ ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
医 療	病 院 長	人 x	歳 x	円 x	円 x	円 x	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
	副 院 長	5	58.2	1,319,923	0	1,319,923	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	10	49.4	1,064,552	174,419	890,133	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	医 師	10	43.0	1,172,253	0	1,172,253	
	歯 科 医 師	x	x	x	x	x	
関 係 職	薬 局 長	2	51.5	583,298	48,185	535,113	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	10	36.1	363,297	14,745	348,552	
	診療放射線技師	6	47.5	467,046	26,469	440,577	
	臨床検査技師	10	35.5	353,706	22,581	331,125	
	栄 養 士	6	29.7	311,902	55,641	256,261	
	理 学 療 法 士	6	38.2	333,051	6,231	326,820	
	作 業 療 法 士	10	29.6	277,694	11,955	265,739	
種	総 看 護 師 長	2	52.0	634,625	0	634,625	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	26	42.5	449,328	72,761	376,567	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師	57	35.2	369,085	48,480	320,605	
	准 看 護 師	13	41.5	277,297	61,722	215,575	

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		79.7%
	配偶者に家族手当を支給する	64.1%
	子に家族手当を支給する	74.4%
家 族 手 当 制 度 が な い		20.3%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,006円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,826円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,766円
	子 1 人	10,332円
	子 2 人	18,542円
	子 3 人	26,416円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
- 2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	13.5%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	12.5%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	74.1%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない。

第15表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の 通勤手当を 支給しない
97.7 %	(46.0) %	(9.4) %	(35.5) %	(9.1) %	2.3 %

(注) () 内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
87.1 %	(56.2) %	(7.2) %	(23.8) %	(12.7) %	12.9 %

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とにならない。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	%	%	%	%	%	%
500人以上	52.3	47.7	44.7	55.3	44.0	56.0
100人以上500人未満	54.0	46.0	43.1	56.9	41.8	58.2
100人以上500人未満	49.9	50.1	44.2	55.8	43.9	56.1
50人以上100人未満	53.8	46.2	53.8	46.2	53.8	46.2

第17表 対応級表

職 種 名		対 応 級 （ 行 政 職 給 料 表 ）		
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満	企 業 規 模 50 人 以 上 100 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	8 級	7 級	6 級
	事 務 ・ 技 術 部 長	7 級	6 級	5 級
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	7 級	6 級	5 級
	事 務 ・ 技 術 課 長	6 級	5 級	4 級
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	5 級	4 級	3 級
	事 務 ・ 技 術 係 長	4 級	3 級	3 級
	事 務 ・ 技 術 主 任	3 級	2 級	2 級
	事 務 ・ 技 術 係 員 〔 大 学 卒 ・ 短 大 卒 〕 〔 高 校 卒 ・ 中 学 卒 21 歳 以 上 〕	2 級	1 級	1 級
	事 務 ・ 技 術 係 員 (高 校 卒 ・ 中 学 卒 20 歳 以 下)	1 級	1 級	1 級

3 物価・生計費関係資料

第18表 物価・生計費

項目 年度・年月	物 価			生 計 費					
	①消費者物価指数(総合)			②消費支出（二人以上の世帯）					
	全 国	大都市	広島市	全国		大都市		広島市	
	前年度比・ 前年同月比			金額	前年度比・ 前年同月比	金額	前年度比・ 前年同月比	金額	前年度比・ 前年同月比
令和4年度	% 3.2	% 3.2	% 3.6	円 293,671	% 4.5	円 305,451	% 4.1	円 298,501	% 5.6
5年度	3.0	2.9	2.8	294,116	0.2	317,105	3.8	298,876	0.1
令和5年4月	3.5	3.5	3.8	303,076	△ 0.5	330,096	4.9	327,745	12.2
5月	3.2	3.2	2.9	286,443	△ 0.4	299,226	0.6	293,561	△ 7.1
6月	3.3	3.3	3.1	275,545	△ 0.5	287,881	2.6	303,355	11.4
7月	3.3	3.2	3.1	281,736	△ 1.3	303,556	4.2	279,364	△ 7.7
8月	3.2	3.1	3.1	293,161	1.1	318,135	9.4	347,238	17.9
9月	3.0	3.0	2.9	282,969	0.7	303,169	0.5	271,771	△ 2.3
10月	3.3	3.3	3.0	301,974	1.3	330,942	5.8	290,334	△ 2.6
11月	2.8	2.7	2.5	286,922	0.3	306,091	△ 1.0	292,925	4.4
12月	2.6	2.4	2.2	329,518	0.4	353,084	1.4	320,927	3.4
令和6年1月	2.2	2.0	2.1	289,467	△ 4.0	317,508	0.9	284,427	△ 2.1
2月	2.8	2.7	2.3	279,868	2.8	305,012	7.7	270,128	△ 15.5
3月	2.7	2.6	2.2	318,713	1.9	350,556	9.2	304,734	△ 6.8
4月	2.5	2.4	2.0	313,300	3.4	343,569	4.1	357,702	9.1
5月	2.8	2.7	2.7	290,328	1.4	317,562	6.1	251,603	△ 14.3
6月	2.8	2.8	2.8	280,888	1.9	291,592	1.3	275,021	△ 9.3
資料 出 所	総 務 省								

(注) ①は令和2年基準である。

登 録 番 号	広 Y 6 - 2 0 2 4 - 2 6 2
名 称	職員の給与等に関する報告及び勧告
編集・発行者	広島市人事委員会事務局調査課 広島市中区国泰寺町 1 - 6 - 34 (〒730-8586) TEL 082-504-2524 (直通)
発 行 年 月	令和 6 年 9 月

